

水先人の安定的な確保・育成等について (中間とりまとめ)

平成 28 年 3 月 31 日
水先人の人材確保・育成等に関する検討会

平成 19 年の水先制度の抜本的改正以降、水先人を安定的に確保・育成するための取り組みを進めているが、依然として、今後約 10 年間、大量の水先人の廃業及び後継者不足が見込まれる状況にある。特に中小規模水先区(※)及び内海水先区における 1 級水先人の応募者不足は深刻で、早急な対応が喫緊の課題である。

この状況に対処するため、平成 27 年 4 月、学識経験者、関係団体等から成る「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」を設置し、5 回にわたり、課題への対策等を検討した。

その結果、内海水先区対策及び水先人の責任の制限等の課題については、6 月の「とりまとめ」に向けて、引き続き検討を継続していくこととし、中小規模水先区対策等の結論が得られた対策について、早急に実行に移すため、以下のとおり「中間とりまとめ」を行うこととした。

※ 中小規模水先区

小規模水先区とは、水先免状受有者が 3 人未満の水先区。

中規模水先区とは、小規模水先区及び大規模水先区（東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海及び関門水先区）以外の水先区。

1. 中小規模水先区対策

(1) 近隣水先区との連携強化等

現在行われている大規模水先区水先人会からの派遣支援は、基本的に 1 年間の滞在型となり、かつ、毎年、新たに派遣水先人を選定し、複数免許を取得させる必要が生じる。今後派遣支援増が見込まれるが、大規模水先区水先人会による滞在型の派遣支援は水先人の負担が大きく、費用負担も大きくなる。

これらの負担を軽減するため、派遣支援の方法を次のとおりに改める。

- ① まずは、近隣水先区との間で、可能な限り相互に複数の免許を取得し、相互支援を実施。
- ② 近隣水先区の連携だけでは不十分な場合、中規模水先区（室蘭、苫

小牧、仙台湾、鹿島、新潟、博多等)の水先人が、複数免許を取得し、支援を実施。

- ③ 上記①及び②の支援でも不十分な場合に、大規模水先区からの派遣支援を実施。

日本水先人会連合会は、6月の「とりまとめ」までに、可能な限り、上記①及び②の派遣支援について、次のような支援の具体化を図る。

(①の例) 小樽水先区から留萌又は釧路水先区への支援。

(②の例) 室蘭水先区から小樽又は函館水先区への支援。

(2) 複数免許取得の円滑化及び支援等

① 複数免許取得のための養成期間の短縮

派遣支援を要請する中小規模水先区への派遣支援に協力する他の水先区の水先人が、当該水先区の複数免許を取得する際の負担軽減及び円滑な取得が可能となるよう、複数免許取得のための養成課程を見直し、当該水先区に固有の知識・技能の習得に限定した内容に改め、その課程の養成期間を次のとおり短縮する。(別紙)

級	現行	改正後
1級水先人	3. 5月	1. 0月
2級水先人	6. 5月	1. 8月
3級水先人	8. 5月	2. 5月

② 複数免許取得のための養成への支援

従来、複数免許を取得して派遣支援に協力する水先人に対して、日本水先人会連合会が、その養成に係る費用の支援を行ってきた。今後、派遣支援増が見込まれることから、一般財団法人海技振興センターが新規免許取得者に対し行っている現行の水先人養成支援と同様の支援を、当該センターが行うこととする。

なお、当該支援は、上記(1)の派遣支援の具体化が図られた時点で、速やかに実施する。当面、3年間程度実施し、それ以降は、あらためてその継続の必要性について検討する。

(3) 新規免許取得の支援の充実

中小規模水先区の志望者増のため、海技振興センターが実施する水先人養成支援事業(1級及び2級水先人)における養成手当を、現行月額25万円に、15万円を上乗せして、月額40万円を支給する。

なお、当該支援は当面、平成29年~31年の新規養成支援対象者に対し実施し、それ以降は、あらためてその継続の必要性について検討する。

(4) 2級水先人の活用

5万トン未満の船舶が多い水先区においては、2級水先人の積極的な活用を図るため、募集及び派遣支援を実施する。

(5) 複数免許取得後の手続きに係る負担軽減

水先人が、派遣元又は派遣支援先の水先区を管轄する地方運輸局において定期身体検査（毎年10月）を受けることを選択できるようにする。

2. 水先人会会則の実効性強化

(1) 品位保持について

① 現行の会則

現行の水先人会会則第35条及び同会則施行規則第16条において、水先人会の自主・自律的な指導監督として、水先業務上の危険性を防止するため必要なものとして、海難の場合に、事故防止対策委員会を経て、業務制限ができる旨、定められているところ。

② 業務制限の対象拡大

同様の考え方で、会則等を改正し、業務制限の対象行為について、事故防止対策委員会等を経ることとした上で、水先業務上の危険性を防止するため必要な場合（不適切運航の繰り返し、業務に支障のある傷病等）に広げることが可能である。

さらに緊急の必要がある場合には、会長が事故防止対策委員会等に諮ることなく実施することが可能である。ただし、この場合には、事後的に事故防止対策委員会等による承認が必要である。

(2) 後進者教育及び派遣支援について

① 現行の会則

後進者教育については特段の定めがなく、また派遣支援については、日本水先人会連合会会則施行規則に定めがあるが、各水先人会会則には定めがない。

② 訓告及び会員権の停止

後進者教育や派遣支援への非協力の場合における業務制限については、水先業務上の危険性を防止するため必要な場合とまではいえず、会則等を改正して実施することは困難であると考えられ、自主・自律的な指導、監督として訓告及び会員権の停止を実施し、長期間にわたり非協力等、はなはだしい場合には、日本水先人会連合会又は水先人会が会則違反として大臣へ報告、適切な対応を要請することが適当である。

3. 募集活動の充実

平成19年の抜本的改正以降、日本人外航船長経験者以外からも幅広く募集しているところであるが、一級水先人の主要供給源が日本人外航船長経験者という印象が根強く残っている。日本人外航船長が減少している状況を踏まえ、退職予定の内航船長等から水先人志望者が増えるよう、水先人養成支援事業を行う一般財団法人海技振興センター及び日本水先人会連合会等関係者が協力し合って、内航旅客及び貨物の関係団体等に対して、募集案内の積極的な配布等の募集活動を行う。

4. 廃業年齢延長限度の引き上げ

当面、緊急の措置として、水先人の確保難が切迫している水先人会の廃業年齢延長限度の引き上げの会則変更を認可することとする。変更認可後、実際に業務を継続する場合は、安全確保の観点から、現在実施している健康状態確認の検査項目（頭部MRI及びMRA、頸動脈エコー等）について、加齢航空機乗組員の検査項目を参考に、認知機能検査及び運動負荷心電図検査も行い、慎重に延長可否の判断を行う。

5. 継続検討課題

6月のとりまとめに向けて、引き続き、下記項目についての検討を続けることとする。

- (1) 内海水先区対策
- (2) 水先人の責任の制限
- (3) 派遣支援水先人に対する支援費用に見合う水先料金への反映
- (4) 水先引受主体の法人化
- (5) 水先法上の総トン数の適用の考え方
- (6) 水先区の見直し
- (7) 二級及び三級水先人の業務範囲の見直し
- (8) 水先人による水先類似行為のあり方

以上

複数免許（中小水先区）取得の合理化
<水先人養成課程（第三種区分）の見直し【告示案】>

- 【基本的な考え方】 ① 中小水先区に固有の知識・技能の習得に限定化を図る。
 ② 大水先区の免許取得にも適用される現行課程につき、中小水先区に固有の事情を勘案して合理化を図る。
 ③ 喫緊の課題として中小水先区の免許取得の合理化に特化して措置。
 ※ 中小水先区とは環境が異なる大水先区の免許取得の合理化については、既に習得済の科目内容を除き、慎重な検討が必要。
 ※ 当該科目改正の考え方を、同じく水先人を対象とした進級課程にも適用するには、課程全体の見直しが必要。

凡例： 全水先区共通
 水先区固有

必要履修科目	具体的内容		教育時間数						改正理由														
			(現行)			(改正後)																	
			1級	2級	3級	1級	2級	3級															
知識の習得を目的とするもの	航海	航海計器	○ 最新の航海機器取扱い（開発状況）		3時間			0時間			水先区固有の内容ではなく、水先業務、水先免許更新講習を通じて習得済												
		航海通信	○ 水先区における適切な通信、連絡手段の使用（港湾及びマーチスとの通信、連絡内容）		3時間			0時間			中小水先区は、習得すべき情報が相対的に少ないため、航海情報にて習得可												
		航海事例研究	○ 航海事例研究（水先業務関連の航海事故分析及び再発防止策（事例演習））		9時間			0時間			水先区固有の内容ではなく、水先免許更新講習を通じて習得済												
	航海一般	航海情報	○ 航海情報		27時間			18時間			中小水先区における嚮導中の航海事例の稀少性 水先実務を効果的に履修するため、実務修習に先立ち習得すべき知識であるが、中小水先区では、習得すべき情報が相対的に少ない												
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 水先区における航海事例研究（水先業務関連の航海事故分析及び再発防止策（事例演習）） ・ 水先区における航行安全に関する法令、行政指導等（海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法） ・ 水先区における水先引受基準 		21時間																		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 水先区における風潮流、潮汐等の気象、海象状況、航行管理（分離通航方式、航行管制） ・ 水先区における港湾機能（バース配置、航路工事の状況） ・ 水先区における交通状況（輻輳状況、航行管制） ・ その他水先区の情報（漁船の漁法・操業、漁具設置の状況） 		3時間																		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 水先区の地理的状況、航行援助施設、航路・泊地、避陰線 ・ 海図描画（演習） ・ 海図描画（模擬試験） 		3時間 30時間 12時間																		
	法規	国内法令、国際条約の最新の状況	3時間			0時間			水先免許更新講習を通じて習得済、仮に、中小水先区固有の港則法上の特定航法がある場合でも、その内容に鑑み、航海情報にて習得可														
			操船シミュレータ	応用操船	○ 水先実務修習の事前訓練（予習）、フィードバック（復習）		60時間			147時間			264時間			30時間			72時間			132時間	
	○ 限界操船																						
○ 水先実務の機会が稀少なエリアに係る訓練																							
技能の習得を目的とするもの	水先関連事業実習	タグ実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ タグとのコミュニケーション、タグの操縦性能・運用、水先業務に係る機能・役割・限界、乗組員の役割・就労体制 		0.1月（2日）			0.05月（1日）			水先業務を通じて習得済のものを省略し、水先区固有の内容に限定												
		代理店実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入出港手続、荷役手配、本船支援 		0.1月（2日）																		
	水先実務	○ 当該水先区の水先人に帯同し実務修習（座学で習得した知識を基に、実船上で、水先業務に必要な技能を体得）		1.8月	3.8月	4.8月	0.4月	0.9月	1.1月	修業回数目安：最大24回（3回/日） ※各エリア毎に出入港各3回。ただし、水先実績に鑑みて、原則回数に満たないエリアは、現実的に修業可能な回数													
修業期間（換算目安：1月＝20日、1日＝6時間）			3.5月	6.5月	8.5月	1.0月	1.8月	2.5月															